山梨県医療勤務環境

改善支援センター

~働きやすい職場づくりに取り組む

医療機関を支援します~

相談無料

- ☑ 働き方や休み方の改善(長時間労働の改善に向けた職種ごとの負担軽減等)
- □ 職員の健康支援(メンタルヘルス対策等)
- ☑ 働きやすさ確保(仕事と子育て・介護の両立支援等)
- ☑ 働きがいの向上(キャリアアップ支援等)

改善したいけれどどこから手をつけたらいいんだろう・・・?



山梨県医療勤務環境改善支援センターに相談してみませんか?

- 勤務環境改善に取り組む医療機関の相談に応じます。
- ・医療勤務マネジメントシステムの導入に取り組む医療機関からの要請に応じ専門のアドバイザー (医療労務管理アドバイザー、医業経営アドバイザー、看護管理アドバイザー)を無料で派遣します。



医療勤務環境改善支援センター全般については

〇山梨県医療勤務環境改善支援センター

山梨県福祉保健部医務課内 (甲府市丸の内 1 丁目 6-1 県庁 5 階) 電話: 055-223-1480

【受付時間】平日 午前8時30分~午後5時15分

働きやすい職 場づくり

経営の 安定化 医療の質 の向上

患者満足度 の向上

医療従事者・患者・経営、それぞれが WIN-WIN となるような好循環をつくる

労務管理についての相談は

○山梨医療労務管理相談コーナー(山梨労働局委託事業)

山梨県社会保険労務士会内(甲府市酒折 1 丁目 1-11 日星ビル)

電話:055-225-2071

【受付時間】 医療勤務環境改善支援センターに準ずる

医療勤務環境改善マネジメントシステムとは?

- 医師、看護職、薬剤師、事務職等の幅広い医療スタッフの協力の下、一連の過程を定めて継続的に行う勤務環境改善活動を促進することにより、働きやすい職場づくり、ひいては医療の質の向上、患者の安全と健康の確保に資することを目的とした仕組みのことです。
- 各医療機関において、それぞれの実態にあった形で自主的に行っていただくことが求められています。
 - ▶ 医療機関の勤務環境改善に関する改正医療法の規定が平成 26 年 10 月 1 日から施行され、厚生労働大臣が定める指針(医療勤務環境改善マネジメントシステムに関する指針)に基づき、各医療機関において具体的な取り組みを行うよう努めることとされています。

< 医療勤務環境改善マネジメントシステムの流れ>

方針表明から現状分析の取り組みまでが基 ステップ1 院長の責任の下、改善の方針を周知し、取組をスタート 方針表明 マネジメント システム ステップ2 院内に多職種・多部門による継続的な実施体制づくり 導入準備 体制整備 参考:推進体制整備シート ステップ3 現状把握、客観的な分析により課題を明確化 現状分析 参考:現状分析シート Ρ D Plan ステップ4 ミッションとビジョンと現状から目標を設定 С 目標設定 計画 Α 参考:現状診断・対策立案シート サ 1 ステップ5 目標達成のための実施事項を決定・職員に周知 礎 ク 計画策定 参考:現状診断・対策立案シート、アクションプラン・シート ル ステップ6 幅広い医療スタッフによる1つ1つ着実で継続的な実践 Do 取組の実施 実行 ステップフ Check & Act 成果を測定し、次のサイクルにつなげる 評価·改善 評価:改善

参考サイト

- いきいき働く医療機関サポート Webhttp://iryou-kinmukankyou.mhlw.go.jp/※取組事例、手引き、支援ツール(現状分析シート)等医療勤務環境改善の様々な情報を掲載
- 山梨県医療勤務環境改善支援センター http://www.pref.yamanashi.jp/imuka/kaizen.html